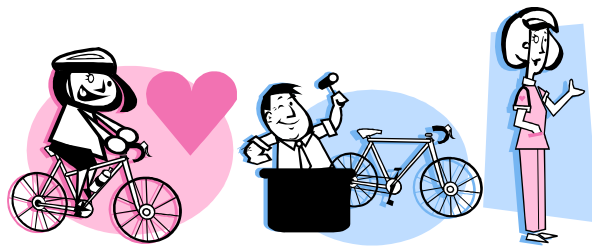


**横須賀市
指定NPO法人制度
【指定後に必要な手続等】**



**令和7年1月
横須賀市 地域コミュニティ支援課**

目 次

◆ はじめに（指定後に必要な各種手続き等について）	2
1 市への書類の提出	3
2 書類の備置きと情報公開	5
3 寄附者への必要書類の交付等	6
4 その他	8
5 様式の記載例	10

＜毎事業年度終了後に提出する書類＞（提出先：地域コミュニティ支援課）

提 出 書 類	ページ
指定特定非営利活動法人の事業報告書等並びに 法人及び事業の概要報告書の提出書	1 1
法人及び事業の概要報告書	1 2
指定要件等チェック表（第3表B）	1 3
指定要件等チェック表（第3表B）付表1	1 5
指定要件チェック表（第3表）付表2 ※会計の基準について「帳簿書類の保存等について青色申告 法人に準じて行われていること」を選択した場合に添付	1 7
指定要件チェック表（第4表B）	1 8
指定要件チェック表（第4表）付表1	2 0
指定要件チェック表（第4表）付表2	2 2
指定要件チェック表（第5表）	2 4
指定要件チェック表（第6表B）	2 7
指定要件チェック表（第7表B）	2 7
欠格事由チェック表	2 8

＜変更時に必要となる届出（申出）書類＞（提出先：地域コミュニティ支援課）

提 出 書 類	ページ
指定特定非営利活動法人変更 届出・申出 書	3 0
役員等氏名一覧表	3 1

＜寄附者への交付書類＞

提 出 書 類	ページ
寄附金受領証明書（例）	3 2

＜市民税課への提出書類＞

提 出 書 類	ページ
寄附者名簿（例） 【指定特定非営利活動法人→市民税課】	3 3
寄附金税額控除申告書（地方税法施行規則第5号の5の3様式） 【寄附者→市民税課】	3 4

◆ はじめに （指定後に必要な各種手続等について）

【横須賀市指定NPO法人としての責務】

- NPO法人は、NPO法により、毎事業年度初めの3カ月以内に所轄庁への事業報告書等の提出や、役員や定款が変更となった場合には、変更届出書の提出が必要とされています。
- 横須賀市で指定NPO法人として指定された後は、税制上の優遇措置を受けられることから、これらの手続に加えて、次の（１）から（３）までの手続（市への書類の提出や書類の公開等）が必要となります。

（１）市への書類の提出（毎年の提出、変更時の届出等）

- 毎事業年度終了後、指定基準を満たしていることを確認するために、運営組織・経理、法令違反等といった運営要件の基準への適合と、欠格事由に該当していないことを説明する書類の提出が必要となります。
- 主たる事務所の所在地や事業活動の内容等が変更となった場合には、変更届出を提出することが必要となります。

（２）書類の備置き及び情報公開（事務所での書類の閲覧、インターネットによる公開）

- 必要な書類を作成し、主たる事務所及び本市の活動を行っている事務所に備え置くとともに、書類の閲覧希望者に対して閲覧させることが必要となります。
- 寄附者や市民に対して、法人の情報公開を高めるため、一定の書類について法人のホームページにおいて公開することが必要となります。

（３）寄附者への必要書類の交付等

- 寄附者に対し、寄附金税額控除の手続に必要な書類を交付するとともに、寄附者名簿を作成する必要があります。
- 寄附者の税額控除計算のため、毎年２月から３月中旬に横須賀市在住の寄附者名簿（前年１月１日から１２月３１日寄附分）を横須賀市市民税課に提出をお願いいたします。

1 市への書類の提出

(1) 毎事業年度終了後に提出する書類

各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に、次に掲げる書類を市に提出しなければなりません。

	提出書類（1部）	記載例	提出期限
①	事業報告書等（前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）		毎事業年度 初めの3ヶ月 以内
②	法人及び事業の概要報告書	P 12	
③	指定要件等チェック表（第3表B）	P 13	
④	指定要件等チェック表（第3表B）付表1	P 15	
⑤	指定要件チェック表（第3表）付表2 ※会計の基準について「帳簿書類の保存等について青色申告法人に準じて行われていること」を選択した場合に添付	P 17	
⑥	指定要件チェック表（第4表B）	P 18	
⑦	指定要件チェック表（第4表）付表1	P 20	
⑧	指定要件チェック表（第4表）付表2	P 22～23	
⑨	指定要件チェック表（第5表）	P 24～25	
⑩	指定要件チェック表（第6表B）	P 27	
⑪	指定要件チェック表（第7表B）	P 27	
⑫	欠格事由チェック表	P 28～29	

【注意事項】

すべてのNPO法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります。期限内に提出（所轄庁の受理）がない場合には、指定の更新を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 変更時に必要となる届出（申出）

市指定NPO法人は、名称や主たる事務所の所在地、現に行っている事業の内容が変更となったときには、遅滞なく、次に掲げる書類を市に提出しなければなりません。

	変更事項	提出書類（1部）
①	法人の名称	・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・変更後の定款 ・登記事項証明書
②	主たる事務所の所在地	・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・変更後の定款（定款変更を伴う場合に限る。） ・登記事項証明書
③	活動地域	・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・指定要件チェック表（第1表） ・活動地域を説明する書類
④	現に行っている事業の内容	ア 定款の変更があった場合 ・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・指定要件チェック表（第2表）及び添付書類等 ・定款変更認証を受けたことを証する書類の写し ・変更後の定款 ・登記事項証明書
		イ 定款の変更がない場合 ・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・指定要件チェック表（第2表）及び添付書類等
⑤	代表者の変更	・指定特定非営利活動法人変更届出書
⑥	役員の氏名又は住所若しくは居所	・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・欠格事由チェック表（役員に係る部分のみ記載） ・役員等氏名一覧表（記載例：P31） ・変更後の役員名簿
⑦	定款の変更（①～④を除く）	ア 登記事項に係る変更の場合 ・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・変更後の定款 ・登記事項証明書
		イ 定款変更認証事項の場合（アを除く） ・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・変更後の定款 ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ・定款変更認証を受けたことを証する書類の写し
		ウ 定款変更届出事項の場合（アを除く） ・指定特定非営利活動法人変更届出・申出書（記載例P30） ・変更後の定款 ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

※ 合併をする場合

必要な手続等がありますので、お手数ですが、地域コミュニティ支援課市民協働推進担当までお問い合わせください。

2 書類の備置きと情報公開

(1) 法人の事務所における書類の備置き及び閲覧

市指定NPO法人は、指定を受けたときは、事業報告書等（前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）に加えて、次に掲げる書類を、主たる事務所と本市の活動に関する事務所に備え置くとともに、閲覧させることが必要となります。

	備置き・閲覧書類	期間	場所
①	指定申出に関する書類 ・ 指定要件チェックリスト（第1表～第8表） ・ 欠格事由チェック表	指定の効力を生じた日から起算して5年間	主たる事務所及び本市の活動を行っている事務所
②	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
③	指定要件チェック表（第3表B）	翌々事業年度の末日までの間 （毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成）	
④	指定要件チェック表（第3表B）付表1		
⑤	指定要件チェック表（第3表）付表2		
⑥	指定要件チェック表（第4表B）		
⑦	指定要件チェック表（第4表）付表1		
⑧	指定要件チェック表（第4表）付表2		
⑨	指定要件チェック表（第5表）		
⑩	指定要件チェック表（第6表B）		
⑪	指定要件チェック表（第7表B）		
⑫	欠格事由チェック表		

(2) インターネットの利用による公表

市指定NPO法人は、次に掲げる書類をインターネットの利用により、公表することが必要となります。

	インターネットの利用により公表する書類	備考
①	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録）	法人のホームページ等で公表してください。 なお、指定申出の際、小規模法人の特例が認められた法人（総収入額が年収300万円未満）の場合には、インターネットでの公表は任意となります。
②	定款等（定款、認証を受けたことを証する書類の写し、登記事項証明書（役員欄は除く））	
③	寄附金充当予定事業一覧	

【公表期間】

- ・ 上記①については、指定の効力を生じた日の属する事業年度以降のものについて、毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成した日から、翌々事業年度の末日までの間。
- ・ 上記②定款等については、指定の効力を生じた日以後の最新のものを公表。

3 寄附者への必要書類の交付等

市指定NPO法人は、寄附者へ寄附者が寄附金控除を受ける際（申告の際）に必要な「寄附金受領証明書」を交付するとともに、寄附者名簿を作成し保管しておく必要があります。

（１）寄附金受領証明書（記載例：P. 32）

受領証明書には、次の内容を記載する必要があります。

- ① 法人名（法人印を押印）
- ② 寄附者の住所
- ③ 寄附者の氏名
- ④ 受領した寄附金の額
- ⑤ 寄附金を受領した年月日
- ⑥ 市民税の控除対象となる横須賀市の条例個別指定寄附金であること
（認定NPO法人であるときは、認定NPO法人に対する寄附金であることも併せて）

（２）寄附者名簿（記載例：P. 33）

寄附者名簿については、寄附の受け入れをした事業年度ごとに、寄附者の住所地の県、市町村別に作成する必要があります。

また、当該事業年度終了の日翌日以後３月を経過する日から５年間保管する必要があります。

なお、寄附者の税額控除計算のため、毎年２月から３月中旬に横須賀市在住の寄附者名簿（前年１月１日から１２月３１日寄附分）を横須賀市市民税課に提出をお願いいたします。その他の県や市町村等から同様に寄附者名簿の提出を求められたときにも、必要な名簿の内容を提出先にご確認の上（例：年度ではなく、年分が必要など）ご協力くださるようお願いいたします。

●横須賀市在住寄附者名簿提出先
〒238-8550
横須賀市小川町 11
横須賀市税務部市民税課 宛

（３）個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴法人に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の１月１日現在、横須賀市に住所を有する方は個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{市民税控除額} = (\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\%$$

寄附金の合計額は総所得金額等の30％が上限です。

(4) 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出する寄附金が、道府県民税又は市町村民税の寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴法人が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成していただくとともに、寄附をしようとする個人の方に対し交付していただくようお願いします。

(5) 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①から④までの事項について、周知をお願いします。

① 寄附者の手続先

	寄附をしたNPO法人	
	横須賀市の指定だけを受けている場合	市の指定に加えて、認定（仮認定）を受けている場合
申告方法	個人市民税の申告	確定申告（確定申告の必要がなければ個人市民税の申告）
書類の提出先	横須賀市役所市民税課	寄附者の住所地所管の税務署
申告期限	寄附をした年の翌年の3月15日	
控除の対象	寄附をした年の翌年度の個人市民税	寄附をした年の所得税 寄附をした年の翌年度の個人市民税

② 申告の際の必要書類

	寄附をしたNPO法人	
	市の指定だけを受けている場合	市の指定に加え、認定（仮認定）を受けている場合
必要書類	寄附金税額控除申告書（地方税法施行規則第5号の5の3様式） （P34参照）	確定申告書
添付書類	寄附金受領証明書（P32参照）	寄附金受領証明書（P32参照）

③ 寄附者が転出した場合

寄附金を支払った年の翌年1月1日までに、寄附者が横須賀市の区域外に転出した場合、転出先の市区町村において貴法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、個人市町村民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。

④ 寄附者が転入した場合

寄附時点の住所地の市区町村が貴法人に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日までに横須賀市の区域内に転入した場合は、個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

4 その他

(1) 指定の更新

指定の有効期間（指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日）以後、引き続き、指定特定非営利活動法人として活動を継続して行おうとするときは、指定の有効期限の9ヶ月前から5ヶ月前までの間で市長が定める期間内に指定の更新の申出をする必要があります。

(2) 市指定NPO法人に対する監督等

ア 市指定NPO法人に対する報告及び検査

市は、市指定NPO法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、条例により、当該市指定NPO法人に対し、業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができるとされています。

また、市は、本市職員に当該市指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとしています。

イ 市指定NPO法人に対する勧告、命令等

市は、市指定NPO法人について、指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該市指定NPO法人に対し、期限を定めて、改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるとしています。

また、市は上記により勧告を受けた市指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該市指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができるとしています。

(3) 指定の取消し

ア 絶対的取消事由

市は、市指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消さなければならないとしています。

- ① 欠格事由（指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき
- ③ 更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったとき
- ④ 指定の更新の申出をした場合であって、当該市指定NPO法人が指定の更新のために必要な手続きを行う基準等に適合しないと市長が認めたとき
- ⑤ 合併の申出があった場合であって、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立するNPO法人が合併のために必要な手続を行う基準等に適合しないと市長が認めたとき
- ⑥ 正当な理由がなく、上記（2）イの命令に従わないとき
- ⑦ 市指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
- ⑧ 市指定NPO法人が解散したとき（合併により解散したときを除きます）
- ⑨ 指定特定非営利活動法人の設立の認証の取消しがあったとき

イ 任意的取消事由

市は、市指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるとしています。

- ① 事業報告書等又は法人及び事業の概要報告書等の書類の提出を怠ったとき
- ② 基準手続条例第4条第1項第1号から第4号まで又は第8号に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ③ 役員の変更等の届出、事業の内容等に関する変更の申出等の規定に違反して、届出（申出）をせず、又は虚偽の届出（申出）をしたとき
- ④ 閲覧の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑤ 正当な理由がなく、基準手続条例第12条第2項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- ⑥ 正当な理由がなく、基準手続条例第12条第3項の規定に違反して書類を公表しなかったとき
- ⑦ 上記（2）アの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は（2）アの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ⑧ 上記①から⑦のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

※基準手続条例

地方税法314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例

様式の記載例

提出書類の表紙としてください。

指定特定非営利活動法人の事業報告書等並びに
法人及び事業の概要報告書の提出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (あて先) 横須賀市長	主たる事務所の所在地	〒238-0000 横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇号 電 話 (046) ***-**** F A X (046) ***-****	
	(フリガナ) 法人の名称	ヨコスカシ 特定非営利活動法人 よこすかし	
	(フリガナ) 代表者の氏名	ヨコスカ イチロウ 横須賀 一郎	
	寄附金が控除対象となる期間	事業年度	
	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 11 年 12 月 31 日まで	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	

指定の更新を受けた場合、期間を延長する(開始日は変更しない)

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により、控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続きを定める条例第 13 条の規定に基づき、以下の書類を提出します。

書 類	チェック欄
1 前事業年度の事業報告書	
2 財産目録	
3 貸借対照表	
4 活動計算書	
5 年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	
6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人の場合は名称及び代表者名）及び住所又は居所を記載した書面）	
7 法人及び事業の概要報告書	
8 条例第 4 条第 1 項第 3 号から第 8 号までに掲げる基準に適合している旨並びに条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

チェック表第 3～7 表、欠格事由チェック表のこと

法人及び事業の概要報告書

1 法人の概要

(フリガナ)	ヨコスカシ			
法人名称	特定非営利活動法人 よこすかし			
主たる事務所	所在地	〒238-〇〇〇〇 神奈川県横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	電話番号	(046) ***-****	FAX番号	(046) ***-****
上記以外の市内の活動に関する事務所	なし			
(フリガナ)	ヨコスカ イチロウ			
代表者氏名	横須賀 一郎			
設立登記年月日	平成〇〇年〇月〇日	変更登記年月日	令和〇〇年〇月〇日	
定款に記載された目的	この法人は、〇〇に対して△△に関する事業を行い、◇◇に寄与することを目的とする。			
活動分野	まちづくりの推進を図る活動(3) (特定非営利活動促進法別表に掲げる活動分野の番号も記載)			
正会員数	〇〇人			
事務局体制	有給常勤 〇人	有給非常勤 △人	無給常勤 ◇人	無給非常勤 □人
ホームページアドレス	http://www.〇〇〇.jp/			
メールアドレス	*****@〇〇〇.jp			

資産の総額の変更登記も含む

2 事業の概要等

(1) 財務状況

事業年度	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで			
収 益		費 用		
会費	****円	活動に係る事業 特定非営利	事業費	****円
寄附金	****円		管理費	****円
助成金等	****円			
事業収益	****円	その他 の事業	事業費	****円
その他収益	****円		管理費	****円
合 計	****円	合 計		****円

(2) 事業の概要

(特定非営利活動に係る主な事業は事業費の大きいもの上位3つまで記載し、「分野」には1の「活動分野」の番号を記載)

		定款上の事業名	分野	事業の概要	金額
に特 係 定 る 非 営 利 事 業 活 動	1	〇〇事業	〇	〇〇の△△をする事業	****円
	2	△△事業	△	△△の〇〇をする事業	****円
	3	◇◇事業	◇	◇◇の□□をする事業	****円
	その他の事業の概要		〇〇〇の□□□をする事業		****円

定款上の事業ごとに記載すること

◆指定要件チェック表（第3表B）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

横須賀市指定法人 事業報告用

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし	実績判定期間	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
-----	-----------------	--------	------------------------

（3）その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

（ア）当該役員及びその親族等

（イ）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の使途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

チェック欄

○

ア

区 分	項 目	役員数 a	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 b	割 合 (b ÷ a) c	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 d	割 合 (d ÷ a) e
①	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	8人	2人	25.0%	2人	25.0%

3分の1以下になっていること

（備考）各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①
上記を証する書類の名称とその内容等	はい
定款第29条に正会員の表決権は平等なものとすると規定	いいえ

ウ

項 目	①
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	はい
	いいえ

（備考）該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無

1 記載要領（指定要件チェック表（第3表B））

項 目	記 載 要 領	備 考
アの各欄	区分欄「①」欄には、前事業年度を記載してください。 付表1「役員の状況」を記載して、「a」、「b」及び「d」の各欄に該当する人数を転記してください。	
ウの各欄	該当する一方を「○」で囲んでください。なお、「①」については、上記アに記載する期間（「①」）を示したものです。	1 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」に該当する場合には、監査証明書を添付してください。 2 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」に該当する場合には、付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
エの各欄	該当する一方を「○」で囲んでください。なお、「①」については、上記アに記載する期間（「①」）を示したものです。	

2 参考（青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存等）

- (1) 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと。
- (2) 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること。
- (3) 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること。
- (4) たな卸表を作成すること。
- (5) 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること。
- (6) 帳簿書類を7年間整理保存すること。

役 員 の 状 況

横須賀市指定法人 事業報告用

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし	①
役 員 数		8 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2 人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		2 人

役 員 の 内 訳					
氏 名	住 所	職 名	続柄等	就 任 等 の 状 況	
				①	就任・退任 年月日
横須賀 一郎	横浜市中区日本大通 1 番地	理事長		○	就任 H18. 11. 29
横須賀 花子	横浜市中区日本大通 1 番地	理 事	理事長の妻	○	就任 H18. 11. 29
川崎 三郎	川崎市川崎区宮本町 1 番地	理 事	特定非営利活動法人「〇〇」理事	○	就任 H18. 11. 29
相模原 四郎	相模原市中央区 中央二丁目 11 番地 15	理 事	特定非営利活動法人「〇〇」理事	○	就任 H18. 11. 29
神奈川 五郎	横須賀市小川町 11 番 地	理 事	「親族等」又は 「特定の法人の 役員又は使用人 である者並びに これらの者の親 族等」のどのグル ープに属してい る役員か、分か るよう記載し てください	○	就任 H18. 11. 29
平塚 六郎	平塚市浅間町 9 番地 1	理 事		○	就任 H18. 11. 29
鎌倉 七郎	鎌倉市御成町 18 番地 10	理 事		○	就任 H18. 11. 29
藤沢 八郎	藤沢市朝日町 1 番地 1	監 事			就任 H18. 11. 29 退任 H27. 6. 30
横浜 二郎	横浜市中区港町 1 番 地 1	監 事		○	就任 H18. 11. 29

監事も役員に含ま
れます事業年度末の時点
で就任している者
に「○」を記載就任の年月日は、初
めて就任した年月
日を記載

記載要領（「役員の状況」（第3表B付表1））

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載してください。
- 2 「就任等の状況」の「①」の欄は、事業年度末の時点で、役員であった者に「○」を付してください。
なお、当該「①」については、指定基準等チェック表（第3表B）のアに記載する期間（「①」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記4の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは次のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし			青色申告法人に準じ 7年間保存されている 必要があります
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	装丁帳簿	随時	7年	
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年	
仕訳帳	ルーズリーフ	随時	7年	
入金・出金・振替伝票	3枚複写伝票	随時	7年	
請求書、領収証綴り	バインダー	随時	7年	
領収証(控)	3枚複写伝票	随時	7年	
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年	寄附の実績がある場合、 寄附者名簿の記載が 必要です
給与台帳	ルーズリーフ	随時	7年	
				複式簿記の原則に従った、 帳簿書類の保存がされて いること

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」のように記載します。

◆指定要件チェック表（第４表Ｂ）（条例第４条第１項第４号に適合する旨を説明する書類）

横須賀市指定法人 事業報告用

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし	実績判定期間	令和６年４月１日～ 令和７年３月３１日
-----	-----------------	--------	------------------------

(４) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(７) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないこと、その他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

チェック欄

○

ア

項 目	①
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 ・ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 ・ 無
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 ・ 無

イ

項 目	①
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 ・ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 ・ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 ・ 無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の候補者もしくは公職にある者に対する寄附の有無	有 ・ 無

（備考）付表「役員等に対する報酬等の状況（第４表）付表１」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表）付表２」を記載し添付してください。

記載要領（指定要件チェック表（第4表B））

項 目	記 載 要 領	備 考
ア及びイの各欄共通	該当する一方を「○」で囲んでください。	第4表付表1及び2を記載し添付してください。 なお、当該「①」については、認定基準等チェック表（第3表B）のアに記載する各期間（「①」）を示したものです。
	「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。	
	「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 (2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 (3) 上記(1)又は(2)に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	

◆役員等に対する報酬等の状況（第4表B）付表1

法 人 名	特定非営利活動法人 よこすかし
-------	-----------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^{（注1）}にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（前事業年度中に行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

前事業年度の初日から末日までを記載

実際に支給した総額を記載

1 役員報酬の支給

氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員の親族等^{（注2）}である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

（注2）「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます。（「特殊の関係」は（注1）参照）。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間

〇〇年 〇月 〇日 ～ △△年 △月 △日

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数
〇 人

同一人は1人としてカウント

左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
〇,〇〇〇,〇〇〇円

支払総額を記載

記載要領（役員等に対する報酬等の状況（第4表B）付表1）

項 目	記 載 要 領	備 考
役員報酬の支給	「支給期間等」は、前事業年度の初日から末日までを記載してください。	
	「支給金額」は、前事業年度の初日から末日までの支給総額を記載してください。	
役員の親族等である職員に対する給与の支給	「支給期間等」は、前事業年度の初日から末日までを記載してください。	
	「支給金額」は、前事業年度の初日から末日までの支給総額を記載してください。	
給与を得た職員の総数及び総額	「集計期間」は、前事業年度の初日から末日までの期間を記載してください。	
	「給与を得た職員の総数」については、基本的には、パート及びアルバイトは含みません。 ただし、給与台帳等で給与支給金額等を職員と同等に管理している場合には、記載することもできます。	
	「左記の職員に対する給与総額」については、前事業年度中の給与支払総額を記載してください。	給与の締め日と支払日で月が異なる場合（月末≠翌月払等）、記載する給与総額は、前事業年度末時点における支払総額（実際に支払済額）を記載してください。

◆役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表B）付表2

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし				
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（前事業年度中に行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
小田原 一郎	社員	〇〇事業・講師謝金	R6.10.1	50,000 円	(源泉所得税含む)
茅ヶ崎 二郎	社員	〇〇事業・講師謝金	R6.11.8	50,000 円	(源泉所得税含む)
逗子 三郎	社員	〇〇事業・講師謝金	R6.6.3~4	100,000 円	2 日分 (源泉所得税含む)
以下余白				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金（前事業年度中に支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
公益財団法人〇〇〇	東京都〇〇区△△1-1	50,000 円	R6.8.1	東日本大震災支援

◆指定要件チェック表（第5表B）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし	前事業年度	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを事務所において閲覧させること。 ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			チェック欄 ○
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同意 する しない	
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）		
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。			

記載要領（指定要件チェック表（第5表B（5））

項 目	記 載 要 領	備 考
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲んでください。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。

（6）次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

チェック欄

○

ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

イ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
（年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。）

指定の申出時に、小規模法人の適用を受けた法人は、「はい」を囲んだ上に、その下に申出時の内容を記載します。
適用外の法人は、「いいえ」を囲んでください。

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額（年間300万円未満） （（⑥×12）÷⑦＜300万円）	小規模法人の適用
	☒ はい ・ いいえ

※申出時の内容

	①	②	③	④	⑤
判定の対象となる各事業年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
総収入額	2,800,000 円	3,100,000 円	円	円	円

合計総収入額（※⑥）	5,900,000 円
------------	-------------

①から⑤までの合計月数（※⑦）	24 月
-----------------	------

年総収入額（⑥×12÷⑦＜300万円）	2,950,000 円
---------------------	-------------

2 インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同 意	
		☒ する	☐ しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） （年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く）		

記載要領（指定要件チェック表（第5表B（6））

	項 目	記 載 要 領	備 考
1	「小規模法人の適用」欄	該当する一方を「○」で囲んでください。	
	1 の各欄	「小規模法人の適用」欄で、「はい」を選択した場合には、区分欄「①」から「⑤」欄には、 <u>指定申出時の実績判定期間の各事業年度の総収入額</u> （特定非営利活動事業及びその他の事業の合計額）を記載してください。	総収入額とは、特定非営利活動事業及びその他の事業の合計額となります。
2	「同意」欄	該当する一方を「○」で囲んでください。	インターネットの利用による公表は、ホームページ等で一般の方が閲覧できるような状況にある必要があります。

◆指定要件チェック表（第6表B）（条例第4条第1項第7号）

横須賀市指定法人 事業報告用

(7) 前事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。(未だ提出してない場合は、提出後ご連絡ください。)		チェック欄 ○
前事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (提出日 ○月 ○日)		
① 有 ・ 無		所轄庁への提出日を記載

◆指定要件チェック表（第7表B）（条例第4条第1項第8号）

横須賀市指定法人 事業報告用

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。		チェック欄 ○
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無		
① 有 ・ 無		

記載要領（指定要件チェック表（第6表B、第7表B）

	項 目	記 載 要 領	備 考
第6表・第7表	各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「①」については、指定要件チェック表（第3表B）のAに記載する各期間（「①」）を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 よこすかし	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

1 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

- (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団員等（横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）

2 条例第 18 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しない者

3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している者

4 国税又は地方税の滞納処分が執行されている者又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない者

5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない者

6 次のいずれかに該当するもの

- (1) 横須賀市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団
- (2) 横須賀市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有・ ☐ 無
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ ☐ 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ ☐ 無
(4)	暴力団員等（横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）	有・ ☐ 無

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
(1)	暴力団	はい・ ☐ いいえ
(2)	暴力団経営支配法人等	はい・ ☐ いいえ

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

届出日を記載

登記の表記に一致させてください

所在地 神奈川県横須賀市〇〇町〇番〇号

法人の名称 特定非営利活動法人 よこすかし

代表者の氏名 横須賀 一郎

(第 10 条、第 11 条関係)

指定特定非営利活動法人変更 届出・申出 書

届出日を記載		
年 月 日		
(あて先) 横須賀市長	主たる事務所の 所在地	〒238-0000 横須賀市若松町〇丁目〇番〇号 電 話 (046) ***-**** F A X (046) ***-****
	(フリガナ)	ヨコスカシ
	法 人 名	特定非営利活動法人 よこすかし
	(フリガナ)	ヨコスカ イチロウ
	代 表 者 の 氏 名	横須賀 一郎
	寄附金が控除対象となる期間	平成〇〇年 1 月 1 日から令和〇〇年 12 月 31 日

次の事項について変更したので、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により、控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続きを定める条例（第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項）の規定に基づき、届出 申出 します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
主たる事務所の 所在地	横須賀市小川町〇〇	横須賀市若松町〇丁目 〇番〇号	令和 6 年 2 月 1 日移 転
	登記上の所在地を記載		令和 6 年 2 月 2 日登 記
		登記上の「移転日」と「登記日」を記載	

役員等氏名一覧表

役員の氏名又は住所若しくは
居所の変更時に提出

届出日を記載

令和 年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生 年 月 日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、横須賀市が代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報その他確認のために必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

届出日を記載

年 月 日

所 在 地

法人の名称

代表者氏名

寄附者が申告する際に
必要となります

No _____

寄 附 金 受 領 証 明 書

寄附者の住所、氏名
を記載します。

住 所 横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 横須賀 花子 様

受領した寄附金の額

¥ 〇〇〇, 〇〇〇円

当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金として
上記の金額を受領いたしました。

令和 (●●) 年〇〇月〇〇日

寄附金を受領した日

「●●」⇒寄附金を
受領した年

横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人 〇〇〇〇

※ 当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、「横須賀市の条例個別指定寄附金」であり、横須賀市に令和 (●●+1) 年1月1日現在お住まいの方は、この受領証明書を添付して申告することにより、個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

認定を取得した後に寄附金を受領した場合は、
上記の記載例を下記の () ように書き換えてください。

(認定特定非営利活動法人となった後の受け入れた寄附金の場合)

※ 当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、認定特定非営利活動法人に対する寄附金及び横須賀市の条例指定寄附金であり、横須賀市に令和 (●●+1) 年1月1日現在お住まいの方は、この受領証明書を添付して確定申告を行うことにより、所得税及び個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

令和6年度分 寄附者名簿

法人の所在地 横須賀市小川町 11 番地

法人の名称 特定非営利活動法人 よこすかし

横須賀市 分

事業年度ごとに作成

令和6年4月1日～令和7年3月31日

[illegible]

- (注) 1 寄附者の氏名は五十音順にご記入ください。
2 都道府県・市区町村分は別葉で作成してください。

令和 年度分市民税・県民税寄附金税額控除申告書（二） （特定非営利活動法人に対する寄附金用）

令和 年 月 日 横須賀市長		整理番号 (通知番号)	
令和 年 1月1日現在の住所	横須賀市	フリガナ	
		氏名	
現在の住所	上記と同じ住所□	生年月日	明・大 昭・平
		電話番号	

あなたが前年中に神奈川県又は横須賀市の条例で指定された特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を除く。）に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注）この申告書は、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金（認定特定非営利活動法人に対する寄附金等）は、別途「市民税・県民税申告書」を提出してください。

※当該寄附金を条例で指定している団体のチェック欄に○を付けてください

寄 附 先	指定区分※ ↓チェック欄	寄附金額
	神奈川県 横須賀市	円
	神奈川県 横須賀市	
	神奈川県 横須賀市	
	神奈川県 横須賀市	
	計	
	神奈川県分	
	横須賀市分	

横須賀市 事務処理欄		
受付	入力	検証

＊ 寄附金税額控除申請書を提出されるときには、申告書に記載した寄附金の領収書を必ず添付してください。

-----（切り取らないでください。）-----

令和 年度分市民税・県民税寄附金税額控除申告書（二）受付書 （特定非営利活動法人に対する寄附金用）

住 所		受付日付印
氏 名	様	

【問い合わせ先等】

横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課 市民協働推進担当
横須賀市小川町 1 1 番地（本庁舎 2 号館 2 階）

（電 話） 0 4 6 － 8 2 2 － 9 6 9 9 （直通）

（E メール） shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp

（ホームページ）

横須賀市指定 NPO 法人制度

検索

または、URL <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2720/npo/shiteijorei.html>